

国民生活センターの予算・人員要求方法

1. 国の予算要求から予算策定までの大まかな流れ

- ①例年夏に「概算要求基準」（いわゆるシーリング）の閣議決定。
- ②各省庁はこの予算の概算要求基準が定める上限の範囲で、例年8月末に「概算要求」を行う。
- ③9月以降、提出された予算要求の個々の施策について財務省主計局に各省庁から説明、議論。
- ④年末に政府予算案の閣議決定。
- ⑤翌年の通常国会で審議、議決。

2. 国の機構・定員要求についての大まかな流れ

- ①各省庁は、定められた定員合理化数を要求に盛り込むとともに、機構・定員の増員要求を、例年8月末に行う。
- ②9月以降、提出された増員要求の個々の施策について総務省行政管理局に各省庁から説明、議論。
- ③年末に政府予算案の閣議決定。
- ④翌年の通常国会で審議、議決。

国民生活センターの予算・定員要求方法

	国民生活センター	(参考) 内閣府本府	(参考) 消費者庁
平成24年度 予算・定員	(1) 運営費交付金(*1)28.1億円 (2) 職員数：常勤122名 (3) 人件費(*2)：12.0億円	(1) 予算1兆1,286.6億円 (2) 定員2,283名(前年度より54名減、年度末ベース)	(1) 予算93.4億円(国民生活センターの運営費交付金28.1億円を含む) (2) 定員279名(前年度より9名増)
予算要求作業	<p>○消費者庁が国民生活センター運営費交付金の予算要求資料を作成(予算要求書類は、消費者庁が作成)</p> <p>○運営費交付金の算出方法について (1) 中期計画に定める算定ルールに基づき、中期目標期間の最初の年度の予算額を基礎として、これに一定の係数を乗ずることで、翌年度以降の額を見積もる(補助金のように単年度ごとに個別に積算を作成した上で予算要求・査定を受けるものではない) (2) 具体的な算出式は、(注1)参照</p> <p>※1：中期計画期間に、新たな業務が追加される場合、消費者庁は必要な運営費交付金の増額分を予算要求することになる ※2：中期計画の初年度の予算額は、前年度予算をベースに、中期計画の内容を踏まえ、調整する</p>	<p>○現在の内閣府の概算要求とりまとめ方法 (1) 各部局※は概算要求基準(シーリング(*3))に基づき予算の概算要求書類の原案を作成 (2) 各部局は官房会計課と調整して、財務省に提出する概算要求書類を作成(注：特別の機関や施設等機関も部局の一つとして作業) ※各部局：各局(賞勲局、男女共同参画局、沖縄振興局)、各政策統括官部局、各施設等機関(経済社会総合研究所、迎賓館)、各特別の機関(日本学術会議、国際平和協力本部等)等 (3) 各部局は、官房会計課とともに、財務省主計局に概算要求書類を説明 ※1：省庁によって、省庁内の概算要求のとりまとめ方法は異なる</p>	<p>○現在の消費者庁の概算要求とりまとめ方法 (1) 各課は、まずは概算要求基準(シーリング)に基づかず予算の概算要求書類の原案を作成 (2) 各課は、庁全体のシーリングを踏まえた総務課との調整を経て、財務省に提出する概算要求書類を作成 (3) 各課は、総務課とともに、財務省に概算要求書類を説明 ※1：現在、国民生活センターの運営費交付金の予算要求は、地方協力課が担当。同課が財務省に説明に行く場合は、国民生活センターの担当者が基本的には同行している ※2：現在、消費者庁には特別の機関や施設等機関はない</p>

	国民生活センター	(参考) 内閣府本府	(参考) 消費者庁
増員要求作業 (機構・定員 要求作業)	<p>(1) 独立行政法人には、定員の概念はない。人件費の管理のみ。</p> <p>(2) 中期計画期間に、新たな業務が追加され、増員のための人件費の増額が必要になる場合、消費者庁は必要な運営費交付金の増額分を予算要求することになる</p>	<p>○現在の内閣府の機構・定員要求とりまとめ方法</p> <p>(1) 各部局は、機構定員要求書類の原案を作成、機構については官房総務課、定員については官房人事課と調整の上、総務省に提出する要求書類を作成。</p> <p>(2) 各部局は、機構については官房総務課、定員については官房人事課とともに、総務省行政管理局に要求書類を説明</p> <p>※1：省庁によって、省庁内の機構・定員要求のとりまとめ方法は異なる</p>	<p>○現在の消費者庁の機構・定員要求とりまとめ方法</p> <p>(1) 各課は、機構定員要求書類の原案を作成、総務課と調整の上、総務省に提出する要求書類を作成</p> <p>(2) 各課は、総務課とともに総務省行政管理局に要求書類を説明</p>
業務効率化措 置等	<p>(1) 一般管理費及び業務経費(注2)</p> <p>①一般管理費(人件費を除く)(*4)：毎年度、前年度比3%以上を削減</p> <p>②業務経費(*5)：毎年度、前年度比1%以上を削減</p> <p>③総人件費：毎年度、前年度比1%以上を削減(注3)</p>	<p>(1) 例年、概算要求にあたってシーリングが設けられる。内閣府の場合は、内閣及び内閣府所管全体(警察庁除く外局含む)でシーリングを踏まえた要求額にする必要がある</p> <p>(2) 定員要求するに当たり、定められた定員合理化数を要求に盛り込む必要あり(24年度要求の際は46人)</p>	<p>(1) 例年、概算要求にあたってシーリングが設けられる。消費者庁の場合は、内閣及び内閣府所管全体(警察庁除く外局含む)でシーリングを踏まえた要求額にする必要がある</p> <p>(2) 定員要求するに当たり、定められた定員合理化数を要求に盛り込む必要あり(24年度要求の際は2人)</p>

(*1) 運営費交付金：国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付する資金

(*2) 人件費：役員給与、職員給与、役職員法定福利費、退職手当が含まれる

(*3) 概算要求基準(シーリング)：各省庁の概算要求に先立ち設けられる基準。各省庁はその範囲内で概算要求を行うこととされている。

(*4) 一般管理費：庁舎管理費、水道光熱費、固定資産税等

(*5) 業務経費：相談や広報、商品テスト等、事業に必要な経費

<参考>国民生活センター中期計画（平成20年度～24年度）の関連部分抜粋

（注1）（注3）【運営費交付金の算定ルール】

- ・ 毎事業年度の運営費交付金については、以下の数式により決定する。

運営費交付金＝人件費＋（業務経費＋一般管理費）× β （消費者物価指数）－自己収入＋ ε （特殊要因増減）

人件費＝（基本給等＋社会保険料負担金＋児童手当拠出金）× $\alpha 1$ × γ ＋退職手当

基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超過勤務手当）

業務経費＝前年度の業務経費相当額× $\alpha 2$ × δ

一般管理費＝前年度の一般管理費相当額× $\alpha 3$

【注記】

人件費の効率化係数（ $\alpha 1$ ）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

業務経費の効率化係数（ $\alpha 2$ ）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

一般管理費の効率化係数（ $\alpha 3$ ）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

消費者物価指数（ β ）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

人件費調整係数（ γ ）：各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

政策係数（ δ ）：国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

特殊要因（ ε ）：法改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・ 人件費の効率化係数（ $\alpha 1$ ）：平成20年度は前年度0.98、平成21年度以降は対前年度0.99と仮定した。（注3）
- ・ 業務経費の効率化係数（ $\alpha 2$ ）：中期計画期間中は、0.99と仮定した。
- ・ 一般管理費の効率化（ $\alpha 3$ ）：中期計画期間中は、0.97と仮定した。
- ・ 消費者物価指数（ β ）：中期計画期間中は1.00と仮定した。
- ・ 人件費調整係数（ γ ）：平成20年度は1.00559、平成21年度以降は1.00と仮定した。
- ・ 政策係数（ δ ）：平成20年度は1.0755954、平成21年度以降は1.00と仮定した。

（注2）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）一般管理費及び業務経費（注2）

- ・ 一般管理費（人件費を除く）については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。

（2）人件費（注3）

・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度の役職員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象額から除く。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

<予算要求関係法令>

【日本国憲法】

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

【財政法】

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十八条 財務大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

第二十条 財務大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基づいて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第二十一条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。

【財務省設置法】

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。
- 二 国の予算及び決算の作成に関すること。

<機構定員要求関係法令>

【総務省設置法】

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 十 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

【行政機関の職員の定員に関する法律】

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の二までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員
- 二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長
- 三 自衛官
- 四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第五条に規定する常勤の職員
- 五 国際平和協力隊の隊員

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

【行政機関職員定員令】

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣府	一三、七一五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。

（その他略）

2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
消費者庁	二七九人	

（その他略）

当初予算ベース、() 内は前年度比、定員は年度末ベース

	国民生活センター	(参考) 内閣府本府	(参考) 消費者庁
平成20年度	(1) 運営費交付金 29.5 億円(5.3%) うち人件費 13.3 億円(4.2%)	(1) 予算 4,819.7 億円 (2) 定員 2,443 名	(設置前)
平成21年度	(1) 運営費交付金 32.0 億円(8.5%) うち人件費 13.4 億円(0.3%)	(1) 予算 4,665.2 億円 (2) 定員 2,360 名	(1) 予算 89.2 億円(国民生活センターの運営費交付金む) (2) 定員 202 名
平成22年度	(1) 運営費交付金 32.0 億円(0%) うち人件費 13.0 億円(▲2.5%)	(1) 予算 4,062.8 億円 (2) 定員 2,361 名	(1) 予算 89.5 億円(国民生活センターの運営費交付金む) (2) 定員 217 名(15 名増)
平成23年度	(1) 運営費交付金 31.4 億円(▲1.8%) うち人件費 12.9 億円(▲1.4%)	(1) 予算 8,618.0 億円 (3,819.2 億円)(注1) (2) 定員 2,337 名	(1) 予算 90.4 億円(国民生活センターの運営費交付金む) (2) 定員 270 名(53 名増)
平成24年度 予算・定員	(1) 運営費交付金 28.1 億円(▲10.5%) うち人件費 12.0 億円(▲6.9%)	(1) 予算 1 兆 1,286.6 億円 (4,429.5 億円)(注1) (2) 定員 2,283 名	(1) 予算 93.4 億円(国民生活センターの運営費交付金 28.1 億円を含む) (2) 定員 279 名(9 名増)

(備考) 定員は、各年度の総務省機構定員等審査結果より。

注1：() 内は、地域自主戦略交付金(23年度 4,799 億円、24年度 6,754 億円)及び実用準天頂衛星システム開発委託費(24年度 103 億円)を除いた額。

内閣府本府の平成24年度予算では、沖縄振興策が23年度より636億円増。

注2：現行の国民生活センターの中期計画期間は、平成20年度から24年度の5年間。

注3：消費者庁は平成21年9月に発足。

注4：表中の運営費交付金とは別に、国民生活センターにかかる補正予算、以下のとおり。

①平成20年度補正予算(第1号)「安心実現のための緊急総合対策」の消費者政策強化対策に係る経費：9.3 億円

②平成20年度補正予算(第2号)「生活対策」の生活安心確保対策に係る経費：89.7 億円

注5：各年度の運営費交付金の、業務経費・一般管理費・人件費の効率化等の上での主な増額要因

平成20年度：国民生活の安心安全を確保する観点から、消費者被害未然防止・拡大防止のための機能強化として1.5 億円の増額

平成21年度：P I O - N E T刷新及び裁判外紛争解決手続き体制整備等として4.7 億円の増額

平成22年度：商品テスト機能強化経費として0.6 億円の増額

平成23年度：医療機関ネットワーク構築等として1.9 億円の増額

平成24年度：特になし

(参考)

国民生活センターの常勤職員と非常勤職員（除く事務補助員）の推移

※各年度とも期首時点

